

日本年金機構からのお知らせ

平成24年9月号

◆◆ 事業主の皆さまへ ◆◆

一括適用制度の推進に向けてご協力をお願いします。

日本年金機構においては、誤り防止・事務効率化の観点から、一括適用制度を推奨していくことにしています。

今後、事業所調査の際に事業所の適用実態を把握させていただくため、貴事業所における本社の管理下にある支社の情報等をお尋ねすることがありますので、ご協力のほどお願いいたします。

<一括適用制度>

一括適用とは、本社、支社ごとに適用されている適用事業所で、本社で人事、給与等が集中的に管理されている場合には、本社・支社を一つの適用事業所として適用する仕組みのことをいいます。

詳しくは、「年金機構 一括適用」で検索

年金機構 一括適用

検索

(<http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=1991>)

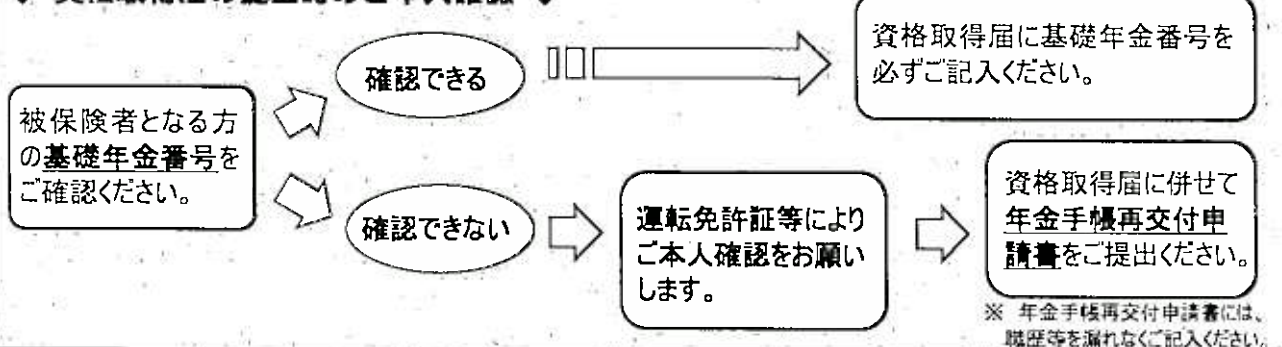
資格取得時のご本人確認の徹底をお願いします。

平成24年8月号でお知らせしましたとおり、日本年金機構では資格取得の一層の適正化に努めることにしています。

つきましては、平成24年10月1日受付分から以下の取扱いとなりますので、事業主の方にはご理解とご協力をお願いします。

- 基礎年金番号が未記入（年金手帳再交付申請書を添付の方は除く）の場合には、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届（以下「資格取得届」といいます）を一旦お返ししますので、運転免許証等により、ご本人の確認をしてください（確認書類のご提出は必要ありません）。
- ご本人確認ができない場合には、健康保険被保険者証の交付ができません。

◆ 資格取得届の提出時のご本人確認 ◆



(注1) 船員保険・厚生年金保険被保険者資格取得届の提出時にもこの取扱いの対象となります。

(注2) 被扶養者届の提出時にも届出の記載内容に誤りがないようご注意ください。

※ 詳しくは、(<http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=2027>) をご覧ください。

事業所を退職して、国民年金第1号被保険者になられる方及び扶養されている配偶者につきましては、住所地の市（区）町村役場で手続きが必要になります。

日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) の「会社を退職された方は国民年金の加入手続きが必要です！（チラシ）」に掲載していますので、プリントアウトしていただき、ご案内いただきますようお願いいたします。



日本年金機構

Japan Pension Service

資格取得時のご本人確認の徹底のお願い

今般、偽名の健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届による健康保険被保険者証を交付していた事案が判明しました。

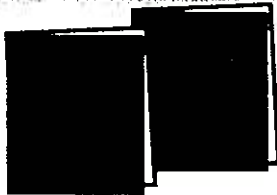
日本年金機構では、資格取得の一層の適正化に努めるため、事業主の方に資格取得時のご本人確認の徹底をお願いしています。

新たに採用する（被保険者となる）方

基礎年金番号（※1）をご確認ください。

基礎年金番号を確認できる場合

資格取得届に基礎年金番号を必ずご記入ください。



基礎年金番号を確認できない場合
（年金手帳紛失等）

運転免許証等により
ご本人確認をお願いします。

「資格取得届」と「年金手帳再交付申請書（※2）」
を併せてご提出ください。

＜本人確認ができる主なもの＞

運転免許証、住民基本台帳カード（写真付きのもの）、旅券（有効期限内のパスポート）、在留カード、国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書（写真付きのもの）等
（その他、本人確認の証明書については<http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=6222>でご確認ください）

（※1）・日本に住所を有する20歳以上の方であれば、原則として基礎年金番号をお持ちです。
・20歳未満、外国人の方で、基礎年金番号をお持ちでない方は、必ずご本人確認をしたうえで、資格取得届のみをご提出ください（基礎年金番号をお持ちの方は基礎年金番号をご記入ください）。

（※2）「年金手帳再交付申請書」には、職歴等を漏れなくご記入ください。

＜平成24年10月1日受付分から以下の取扱いとなりますので、ご注意ください。＞

- 基礎年金番号が未記入（年金手帳再交付申請書を添付の方は除く）の場合は資格取得届を一旦お返ししますので、ご本人確認をお願いします（確認書類のご提出は必要ありません）。届書をお返ししている間は、健康保険被保険者証の交付をお待ちいただくこととなります。
- ご本人確認ができない場合には、健康保険被保険者証の交付ができません。

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構からののお知らせ

平成24年8月号

◆◆ 事業主の皆さまへ ◆◆

「算定基礎届」による標準報酬月額のお知らせについて

「算定基礎届」により、決定した9月から翌年8月までの「標準報酬月額」は、「被保険者標準報酬決定通知」により通知されます。

「標準報酬月額」は、毎月の保険料や将来受け取る年金額の計算の基礎となる重要なものです。被保険者の皆さまに必ず通知していただきますようお願いいたします。

厚生年金保険料率が改定されます

平成24年9月分保険料（平成24年10月に納入告知する分）から厚生年金保険料率が改定されます。厚生年金保険料の控除にあたっては、お間違いのないようご注意願います。

詳しくは、日本年金機構ホームページもしくはリーフレットをご覧ください。

(<http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=1982>)

資格取得時のご本人確認と基礎年金番号記入について

今般、偽名の健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届（以下「資格取得届」といいます）による健康保険被保険者証の詐取事案が判明しました。

新たに被保険者となる方を採用した場合には、事業主の方が、その方の氏名、生年月日、性別、住所、基礎年金番号等を確認のうえ、資格取得届に記入して届け出なければならないことになっています。

このため、資格取得届をご提出の際には以下の点を必ずご確認ください。

○ 基礎年金番号の記入をお願いします。

日本に住所を有する20歳以上の方であれば、原則として基礎年金番号をお持ちですので、ご本人に確認くださいますようお願いいたします。

○ 基礎年金番号を確認できない場合は

年金手帳の紛失等により基礎年金番号が確認できない場合は、ご本人確認のうえ、資格取得届と併せて職歴等を記載した「年金手帳再交付申請書」をご提出ください。

※ 日本年金機構では資格取得の一層の適正化に努めるため、事業主の方に資格取得時のご本人確認の徹底を図っていただくことにしています。具体的には、今秋から基礎年金番号が未記入（年金手帳再交付申請書を添付の方は除く）の場合は、資格取得届を一旦お返しいたしますので、未記入の方の氏名、生年月日、住所等を運転免許証や住民票等により、ご本人の確認をしていただく予定としています。

なお、ご本人の確認ができない場合には、健康保険被保険者証の交付が行えないこととなりますので、ご理解の程よろしくようお願いいたします。

(<http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=2027>)

日本年金機構では、広く国民の皆さまから公的年金制度との関わりについてのエッセイ「わたしと年金」を募集しています。詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。